

議案第 24 号

東近江市みどりの広場条例の制定について

東近江市みどりの広場条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市みどりの広場条例

(設置)

第1条 市民に自然とふれあう憩いの場を提供し、市民相互の交流を図るため、みどりの広場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 みどりの広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東近江市みどりの広場
- (2) 位置 東近江市東中野町4番17-1号

(施設)

第3条 みどりの広場に次の施設を置く。

- (1) 多目的広場
- (2) 駐車場
- (3) 前2号に掲げるもののほか、みどりの広場の設置の目的を達成するために必要な施設

(行為の制限)

第4条 みどりの広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (5) 興行を行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ当該行為の目的、期間、場所、内容、使用面積その他参考事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の許可の申請に係る行為がみどりの広場の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項の許可をすることができる。

4 市長は、第1項の許可をする場合において、みどりの広場の管理上必要な条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第5条 みどりの広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は附属設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) たき火をすること。
- (5) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 危険物を持ち込み、他の利用者に危害を与える行為をすること。
- (8) 拡声器、サイレン、エンジンその他の機器により、人の迷惑になる騒音を生じさせること。
- (9) 風紀を乱し、又はそのおそれがある行為をすること。
- (10) 飼養管理されている動物の排せつ物等を放置すること。
- (11) 喫煙し、又は火器を使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、みどりの広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてみどりの広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) みどりの広場の施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合

(2) みどりの広場に関する工事又は芝生養生のためやむを得ないと認められる場合

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、利用を制限し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはみどりの広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) みどりの広場に関する工事又は芝生養生のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) みどりの広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失によりみどりの広場の施設又は附属設備を損傷し、

若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、東近江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年東近江市条例第258号)の定めるところにより指定するもの(以下「指定管理者」という。)にみどりの広場の管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- (1) みどりの広場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

市民が交流する場及び自然とふれあう市民の憩いの場として、みどりの広場を一般開放したく、本議案を提出するものである。